

学校法人文化学園 役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文化学園の役員（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程により役員が受ける給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 本俸
- (2) 手当
- (3) 賞与
- (4) 役員加給

(給与の支給)

第3条 この規程に基づく給与は、本人の指定する銀行口座等に振込支払をするものとする。

(新たに任命された役員の本俸)

第4条 新たに任命された役員の本俸は、役員俸給表に定める俸給とする。ただし、上記によりがたいときは、当該役員の学識、経験等を勘案して評議員会の意見を聞き、理事会に諮り理事長が決定することとする。

(昇給の期日)

第5条 昇給は原則として、毎年4月1日に行う。

(昇給)

第6条 役員が昇給は役員俸給表に定めるものとする。

- 2 役員が、現に受けている号俸を受けるに至った日から1年を良好な成績で勤務した場合は、その号俸から1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 3 役員に就任した年度に、役員及び教職員としての勤務期間の合計が1年に満たない場合は、次年度の昇給は職員給与規程の第16条第2項第2号に準じる。

(手当)

第7条 役員の手当は職務手当、扶養家族手当、住宅手当、通勤手当とする。

- 2 職務手当は役員俸給表に定めるものとする。
- 3 扶養家族手当、住宅手当、通勤手当は職員給与規程を適用する。

(賞与)

第8条 役員の賞与は職員給与規程の第4章に準じる。

(役員加給)

第9条 役員加給は賞与支給時に職務手当の1.0を乗じた金額を夏季に、1.5以内を乗じた額を冬季に支給する。

(非常勤役員の給与)

第10条 非常勤役員の受ける給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 職務手当
- (2) 役員加給

2 第1項各号の金額は勤務日数等を考慮し、理事会に諮り理事長が決定することとする。

(理事長、常任理事、常任監事、学長、学院長の給与)

第11条 理事長、常任理事、常任監事、学長、学院長の給与はその職務に応じた調整をすることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において役員が受けている給与は、別段の定めがない限り、この規程に基づく給与とみなす。

附 則

この規程は、平成17年1月5日から改定施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 2 この規程の施行日において役員俸給表6号の本俸を超えている役員はその時の給与を維持し以後は停止級とする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から改定施行する。

役員俸給表

理事の俸給表

号	本俸	職務手当
	定昇昇給額	
	15,000	5,000
1	650,000	200,000
1M	657,500	202,500
2	665,000	205,000
2M	672,500	207,500
3	680,000	210,000
3M	687,500	212,500
4	695,000	215,000
4M	702,500	217,500
5	710,000	220,000
5M	717,500	222,500
6	725,000	225,000

以下停止級

監事の俸給表

号	本俸	職務手当
	定昇昇給額	
	15,000	5,000
1	600,000	200,000
1M	607,500	202,500
2	615,000	205,000
2M	622,500	207,500
3	630,000	210,000
3M	637,500	212,500
4	645,000	215,000
4M	652,500	217,500
5	660,000	220,000
5M	667,500	222,500
6	675,000	225,000

以下停止級

非常勤役員の給与

非常勤理事

職務手当	300,000
------	---------

非常勤監事

職務手当	250,000
------	---------

学校法人文化学園 役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文化学園の役員が退任した場合の退職金支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、次の基準により算出する。

- (1) 理事長が退任した場合は、理事長在任期間1年につき報酬月額 \times 3カ月に在任年数を乗じて得た額とする。
- (2) 役付役員（常任理事、学長、学院長、校長、事業部門の局長等並びに常任監事）が退任した場合は、役付在任期間1年につき報酬月額 \times 2カ月に在任年数を乗じて得た額とする。
- (3) 常勤の理事及び監事が退任した場合は、在任期間1年につき報酬月額 \times 1カ月に在任年数を乗じて得た額とする。ただし、勤務の状態により、理事長が報酬月額の1カ月から1.8カ月の範囲で決定することができる。
- (4) 非常勤の理事及び監事が退任した場合は、在任期間1年につき報酬月額 \times 1カ月に在任年数を乗じて得た額とする。ただし、勤務の状態により、理事長が報酬月額の1カ月から1.5カ月の範囲で決定することができる。
- (5) 上記各号にいう報酬月額とは、当該退任役員が退任する時点で在任している同職位の役員報酬月額をいう。
- (6) 勤続年数に端数が生じた場合は、6カ月未満は切捨て、6カ月以上は切上げて計算する。

(功労金)

第3条 役員が退任したとき役員在任中特に功労があったと理事会もしくは理事長が認めた場合は、前条の退職金に加えて功労金を支給することができる。ただし、その額は、退職金総額の30パーセント以内とし、額の決定は、評議員会の意見を聞き理事会において行う。

(支払の期日)

第4条 この規程による金額の支払は、役員退任後1カ月以内に支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 5 日から改定施行する。